

生態系保全のための化学物質の審査・規制の導入について

平成14年3月

生態系保全等に係る化学物質審査規制検討会

目 次

はじめに	1
1. 化学物質の審査・規制への生態系保全の観点の導入の必要性	2
(1) 化学物質の生態系への影響	2
①国内における影響の発現事例	2
②国内における生態リスク等の評価検討事例	2
③国際的な規制事例	3
(2) 諸外国における生態系保全の観点からの審査・規制の位置づけ	4
①OECDの決定・勧告における位置づけ	4
②OECD加盟国の化学物質の審査・規制における生態影響評価の位置づけ	4
(3) 我が国における生態系保全のための法的措置	4
①環境政策全般	4
②化学物質対策の分野	5
(4) まとめ	6
2. 化学物質の生態系への影響の試験・評価方法	7
(1) 生態影響試験法等の国際的な整備状況	7
①OECDテストガイドライン	7
②優良試験所基準(GLP)	7
③生態影響に関するデータ	7
④構造活性相関((Q)SAR)	8
(2) 海外で用いられている生態影響評価手法	8
①米国	8
②EU	9
③OECD	9
④GESAMP	10
(3) 我が国における生態影響試験及び評価の実施状況	10
(4) まとめ	11
3. 各国の化学物質の審査・規制制度	12
(1) 日本	12
(2) 米国	12
(3) EU	13

(4) オーストラリア	14
(5) カナダ	15
(6) まとめ	15
4. 生態系保全に係る化学物質の審査・規制のあり方	16
(1) 生態系保全のための審査・規制スキームのあり方	16
①基本的考え方	16
②審査・規制スキームについて考慮すべき事項	16
(2) 生態影響に関する試験と審査のあり方	17
①基本的考え方	17
②対象生物及び試験法	17
③試験を求める化学物質の範囲	18
④構造活性相関の活用の可能性	18
⑤その他	18
(3) 生態系保全のための審査・規制に関連して留意すべき事項	18
①既存化学物質の対策	18
②試験・審査スキームの見直し	19
③分類と表示	20
④情報公開	20
⑤その他	20
おわりに	21
略語一覧	22
参考資料	25

はじめに

現在の我々の生活は、多種多様な化学物質を使用した製品やサービスに支えられている。しかし、化学物質の中には人の健康や生態系に有害な影響をもたらすおそれがあるものが少なくなく、このような化学物質による環境汚染を防止するため、その製造、使用、廃棄等について適切な管理を行う必要がある。

我が国では、PCBの問題を契機として、昭和48(1973)年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(以下、「化学物質審査規制法」という。)が制定され、新たに製造・輸入される化学物質について事前に人への有害性等について審査するとともに、環境を経由して人の健康を損なうおそれがある化学物質の製造、輸入及び使用を規制する仕組みが設けられた。平成13(2001)年からは環境省も厚生労働省、経済産業省とともにこの法律を所管することとなり、現在、年間約300件の新規化学物質に係る審査がなされる等、人の健康に有害な化学物質については環境汚染の防止が図られている。

一方、近年では様々な化学物質による野生生物への影響について国民の関心が高まってきており、人の健康よりむしろ水生生物などに影響を及ぼすと考えられる化学物質の存在も確認されてきている。我が国の化学物質審査規制法ではもっぱら人の健康の保護の観点から審査・規制が行われているが、諸外国の制度では人の健康と環境(生態系)の両者の保護を目的として審査・規制が行われており、我が国においても生態系保全のための取組強化が必要との指摘がなされている。

これらのことを背景に、生態系の保全を目的とした化学物質の審査・規制の枠組みを導入することについて、その必要性、技術的対応可能性等を検証するとともに、これを導入する場合の審査・規制体系のあり方等について検討するため、平成13年10月に環境省環境保健部長の委嘱により本検討会が設置された。

本検討会では、これまで6回の会議を開催して検討を行い、その結果をここにとりまとめた。